

本日ここに、平成25年度一般会計予算案をはじめとする重要諸案件を提案し、ご審議をお願いするにあたり、新年度の重点施策を中心に所信を申し上げ、議員並びに市民の皆様方のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

新年度予算は、私が市長に就任して以来、1期4年間の総括となる年間予算として編成した次第であります。

この4年間、本市を取り巻く社会・経済情勢は大きく変化し、世界的な金融・経済危機、東日本大震災等の影響により、厳しい雇用情勢も相まって景気は依然として低迷し、地域経済は停滞している状況であるにもかかわらず、市民福祉の維持、生活環境の向上、災害に強い都市機能の確保等、財政需要は増加の一途をたどっております。

特に扶助費は、市長就任時の平成21年度一般会計予算と比較して45.2%、90億円と大きく増加しており、財政構造の一層の硬直化を招くなど、本市財政に大きな影響を及ぼしております。また、歳入の根幹である税収は、長引く景気の低迷と人口の減少に伴い、最も高かった平成九年度予算と比較するとマイナス17.4%、金額にして109億円と大きな減少となっております。

このような状況の中、新年度予算編成時の財政見通しでは、土地開発公社等の解散に伴う第三セクター等改革推進債の償還が始まることから10億6,000万円という新たな財源を捻出しなければならず、加えて生活保護費や障害者自立支援給付費、介護保険給付費等の社会保障関係費が6億円伸びるなど、歳出面では前年度に比して20億円の増加を見込みました。

一方歳入面では、外郭団体の統廃合に伴う寄附金9億2,000万円等、昨年

度計上した特殊要因が無くなることから、前年度に比して15億円の減少となり、歳入・歳出をあわせまして35億円の収支不足額を試算したところであります。

そこで、この35億円の収支不足の解消を図るため、歳出では、既に実施している特別職を含めた全職員の給与削減の継続や、特殊勤務手当の大幅見直しに加え、超過勤務手当で1億円、退職手当で1億5,000万円、また費用負担の適正化とすべての事業費を精査したことで7億5,000万円、あわせて10億円の削減を行いました。

また、歳入では、市保有土地の売却等で10億8,000万円、下水道使用料の改定により4億5,000万円、また、地方交付税及び臨時財政対策債で7億円、さらに財政調整基金の繰入金2億7,000万円、あわせて25億円の増額を行ったことで、かろうじて収支不足を解消したところであります。

さらに先般、国から地方に対して、地方公務員の給与費について国家公務員に準じた削減を速やかに行うよう要請があり、地方交付税もこの影響で減額される見込みであることから、本市においても国家公務員に準じた給与削減を予算に計上した次第であります。なお、給与関連条例につきましては、地方公務員の給与削減内容が確定した段階で提出してまいりたいと考えております。

このような厳しい財政状況の中、行財政改革はより強力に推進していく必要があります。

まずは、民間委託化の推進についてであります。

今日まで、あらゆる業務を行政が直接担ってきた公共のあり方を根本から見直し、真に行政が担うべき役割に経営資源を集中させる必要があります。民間の能

力やノウハウを活用することで、公共サービスの質的改善はもちろんのこと、市場原理の導入により、最小のコストで最大の効果を生み出すことが可能となります。

そこで、平成25年3月からの市民課の窓口業務委託等に加え、新年度はごみ収集業務、介護認定業務、またホストコンピューター処理業務などについても民間委託を実施してまいります。

特に、家庭系ごみの収集業務につきましては、これまで一部の地域を除き行政による直営で実施してまいりましたが、収集運搬コストの低減と市民サービスの向上を目的として、順次民間委託化の拡大を図り、最終的には全地域で実施することといたしました。

具体的には、特殊勤務手当は平成24年10月から段階的に廃止して2億2,000万円の経費を削減するとともに、新年度では、現在ごみ収集を行っている約14万世帯のうち、1万8,000世帯程度を新たに民間に委託し、収集業務の平準化と燃やせないごみの収集回数を増やすなどの業務改善を図ってまいりたいと考えております。

これらごみ収集業務の改善に伴い、直接的な人件費と民間委託経費との比較による効果額を試算いたしますと、新年度では1億2,000万円の削減効果があると考えております。

また、その他民間委託による効果額につきましては、市民課窓口業務等で4,000万円、介護認定業務は半年間で2,000万円、ホストコンピューター運用処理業務は8カ月間で1,000万円を見込み、新年度あわせまして1億9,

000万円のコスト低減につながるものと考えているところであります。

次に、下水道事業費特別会計は平成26年4月の地方公営企業法の適用を目指し、固定資産台帳作成のための調査、会計システムの構築等を継続的に実施し、独立採算制を基本とした公営企業会計への移行手続きを進めておりますが、今後、下水道使用料の改定を行うことから、経営を効率化するために組織の見直しを図り、下水道使用料の徴収率の向上、接続の徹底等により収入の確保に努めるなど、なお一層の経営改善に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、情報システムの最適化についてであります。本市では昭和48年以降、大型汎用コンピューターにより多くの業務のシステム処理を行ってまいりましたが、システムの老朽化、たび重なる法改正に伴う改修など、システム内容は煩雑化している状況にあります。そこで情報システム最適化計画に基づき、住民情報系、福祉情報系、財務会計及び人事・給与の各業務システムを平成27年度までの3カ年で整備し、システムの共通化・一元化の推進を図ってまいりたいと考えております。

次に、市税等の債権回収につきましては、公平性の観点から厳正に取り組む必要があります。そのため、資産の差し押さえ、公売等の手段を用いて未収債権の縮減に取り組むとともに、税外債権につきましても、住宅の滞納家賃等に加え、新たに市立奈良病院の未収金回収整理業務を民間に委託して強化を図ってまいりたいと考えております。

また、土地開発公社が所有していた土地につきましては、公社からの代物弁済により市に所有権移転したことから、アセットマネジメントの考え方に基づき効

率的な運用を図ることとして、売却を前提とした利活用の検討を進めてまいりたいと考えております。

それでは、続きまして一般会計歳入歳出予算の状況について申し上げます。

まずは、歳入の主な状況についてであります。

歳入の根幹をなします市税につきましては、前年度と比較しますと、個人市民税では個人所得の伸び悩みなどによりマイナス0.2%、4,000万円の減、また法人市民税では法人税の基本税率の引き下げなどによりマイナス12.6%、4億5,000万円の減を見込む一方で、固定資産税では滞納処分を行うことなどにより1.1%、2億2,000万円の増、市たばこ税では県から税源移譲が行われることにより15.3%、2億6,000万円の増となり、市税全体では2,000万円の増額となるものの、前年度とほぼ横ばいの厳しい状況が続いております。

次に、地方交付税につきましては、地方公務員給与費の削減が見込まれるものの、これまでの人員削減努力を反映した臨時費目として「地域の元気づくり推進費」が新設されることなどから、対前年度比2.6%、4億円の増となったところであります。

次に、国庫支出金につきましては、障害者自立支援給付費と障害児通所支援等扶助費に係る国庫負担金、平成24年度の国の補正予算に対応した地域の元気臨時交付金などで、対前年度比1.7%、3億5,000万円の増となっております。また、県支出金につきましては、子宮頸がん等ワクチン接種や妊婦健康診査への補助金が減となったものの、休日夜間応急診療所建設や参議院議員選挙経費

などで、対前年度比2.1%、1億2,000万円の増となっております。

次に、財産収入につきましては、JR奈良駅西側の旧ホテル建設予定地、旧三笠公民館跡地など、土地の売却等を行うことにより、対前年度比9億9,000万円の増となっております。

次に、市債につきましては、臨時財政対策債は増額となるものの、将来的な負担の軽減を図るため建設地方債発行の抑制に努めたことなどから、対前年度比マイナス5.9%、9億5,000万円の減となります。また、実質的な地方交付税であります臨時財政対策債を除いた市債発行額は、マイナス14.4%、13億6,000万円の減となり、積極的な抑制を図ったところであります。

一方、歳出の主な状況についてであります。

まず、人件費につきましては、退職手当は勸奨退職者の増加を見込み、対前年度比2億3,000万円の増となる一方、職員給与は前年度に引き続く独自カットと国からの給与削減を見込むことで10億9,000万円の減となることから、人件費全体では、対前年度比マイナス2.6%、6億8,000万円の減となっております。

次に、扶助費は、全体では、1.2%、3億4,000万円の増となっております。その内訳につきましては、前年度と比較して、児童手当では制度改正と児童の自然減などによりマイナス8.7%、5億円の減となる一方、障害者自立支援サービス等の利用者増により16.3%、7億5,000万円の増、生活保護費では受給者の増加に伴い0.7%、9,000万円の増となっております。

次に、公債費につきましては、通常建設地方債の償還は減少するものの、臨

時財政対策債及び退職手当債の償還増に加え、第三セクター等改革推進債の償還が始まることから、対前年度比1.7%、2億9,000万円の増となっております。

なお、公営企業会計を含む全会計の年度末市債残高見込みは、対前年度比5.7%、159億8,000万円増の2,966億円と市債残高は増加しておりますが、その大きな要因は第三セクター等改革推進債の借入れによるものであり、負債の縮減に向けての取組みを強化してまいりたいと考えております。

次に、投資的経費につきましては、集中豪雨により園舎敷地法面が崩落した青和幼稚園の建設や、コンクリート強度不足により耐震補強工事のできない都祁中学校の新築工事など、緊急性の高いものに限定して予算を配分したことで、対前年度比マイナス2.5%、2億4,000万円の減となっております。

次に、繰出金につきましては、前年度と比較しますと、介護保険給付費の自然増などにより介護保険特別会計への繰出しが2億1,000万円の増となるものの、下水道使用料の改定等により下水道事業費特別会計への繰出しが8億2,000万円の減、また都祁・月ヶ瀬簡易水道が公営企業会計へ移行することに伴い補助金に科目を変更することから3億7,000万円の減となり、繰出金全体ではマイナス9.3%、11億2,000万円の減となっております。

以上が歳入歳出予算の状況であります。当初予算に計上した施策につきましては、限られた予算の中で最大の効果を生み出すために、当面する課題に即応できる施策に重点を置いて予算配分を行ったところであります。

このような方針で編成をいたしました本市の新年度予算案は、一般会計におき

まして、1,234億4,000万円となり、前年度に比べて0.1%減となったところであります。

また、下水道事業費特別会計をはじめとする11の特別会計におきましては、779億4,330万円、次いで公営企業会計四会計におきましては、159億510万円を計上し、これら全会計を合計いたしました奈良市全体の財政規模は、2,172億8,840万円となり、前年度予算に比べて0.8%の減となった次第であります。

続きまして、平成25年度の主要な施策の概要につきまして、新規施策を中心にご説明申し上げます。

まずは、「少子化対策」についてであります。

全国的に人口減少傾向に転じている状況の中、あらゆる子育て支援策を講じ、仕事と家庭の両立支援を図ることで、現役世代の人口流入と定住を促進する必要があります。

そのため、私は、市長就任以来、保育所待機児童の解消を図るため、民間保育所の新設と増改築に対する補助を行うなどの対策を講じたことにより、新年度開所が予定されている保育所等を含めると、合計657名の入所受け入れ児童数の増員を図ることができるようになります。また、地域的なニーズ等にも対応するため、公立保育所に保育士の追加配置を行うなど、待機児童の解消に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

また、保育需要の高い地域にある大宮、富雄北及び富雄第三幼稚園の余裕教室を改修し、1カ所5名定員による家庭的な雰囲気の中で、きめ細かな保育を行う

家庭的保育事業をモデル的に実施してまいります。

また、市立幼稚園での預かり保育につきましては、実施日を週5日に拡大し、新たに伏見、六条及び大安寺西幼稚園を加えた6園で行います。さらに、私立幼稚園における夏期等の長期休業中の預かり保育事業の実施に対しても補助を行うことで、保育所への入所を希望する保護者に対しまして、幼稚園においても対応できる環境を整えてまいりたいと考えております。

次に、都跡幼稚園の施設改修についてであります。幼保再編基本計画に基づき、市立幼稚園と市立保育所の再編モデルの一つとして、幼稚園型認定こども園に移行するための施設改修を行い、平成26年4月の開園を目指し、従来の幼児教育に加え、預かり保育、未就園児保育及び給食の導入を実施してまいりたいと考えております。

さらに、(仮称)帯解こども園の建設は、南部ゾーンにおける市立幼稚園及び市立保育所を再編し、幼保一体化のモデル園として、帯解地域に160名規模の幼保連携型の認定こども園を新設するもので、平成27年度の開園を目指し、地元説明及び設計業務を行ってまいりたいと考えております。

次に、病児と病後児の保育施設は、現在、市内に各1施設ずつあり、児童が病気や病気の回復期にあつて、家庭での保育が困難な場合に一時的な保育と看護を行っております。新年度は、新たに実施する2カ所の施設に対して補助を行うことで、市内の東西においてそれぞれの保育を受けることができるようになることから、保護者の子育てと就労の両立支援に努めてまいりたいと考えております。

また、乳幼児健康診査についてであります。現在、市が実施しております健

康診査は、4カ月児健診から1歳7カ月児健診までで1年以上間が空くことから、新たに、生後10カ月児を対象とした健康診査を実施いたします。特に初めて子育てをされる保護者の方への育児相談等の機会を増やすこととなり、育児不安の軽減、児童虐待の早期発見に努めてまいりたいと考えております。

次に、バンビーホームの保育時間の延長についてであります。保護者の就労形態の多様化に対応するため、新たにニーズの高い2ホームを加えた6カ所のバンビーホームにおいて、月曜日から金曜日までの週5日、午後7時まで開所時間を延長いたします。さらに、土曜日は全ホームで開所時間を1時間繰り上げ、午前8時の開所とする措置を講じ、うち6ホームについては午後5時まで保育時間を延長して実施してまいります。

また、これまでから強い要望がありました田原、興東、柳生及び月ヶ瀬地域につきましてもバンビーホームの新規開設を行ってまいりたいと考えております。

次に、教育にかかわる取組についてであります。

小学校における30人学級の実施につきましては、新年度から小学校6年生を対象に30人程度学級を拡大して実施することにより、小学校全学年を対象とした30人学級または30人程度学級を実現し、子どもの個性に応じた、よりきめ細かな教育を行ってまいります。

また、中学校給食につきましては、生徒の心身の健全な発達と食に関する正しい理解や適切な判断力を養うため、平成24年度は富雄南及び都跡中学校の2校をモデル校に指定し、自校方式による給食室等の整備を進めておりますが、この2校につきましては平成25年4月から給食を開始いたします。さらに給食未実

施校につきましても順次導入を図るため、富雄、伏見、春日及び平城西中学校の4校で給食室新設工事を行ってまいります。

次に、ならの子ども学力向上プロジェクト事業につきましては、国の全国学力・学習状況調査に加え、本市独自の追加調査を実施することで、小学校4年生から中学校3年生まで一貫した学習状況の調査・分析を行います。この調査により、児童・生徒の学力向上に加え、教員の指導力向上のための分析を行い、教員研修に反映させてまいりたいと考えております。

次に、「観光」についてであります。

本市の基幹産業であります観光を魅力あるものとし、地域経済の活性化につながる施策を講じていく必要があります。

そこで、まず夏と冬の閑散期に着地型の誘客キャンペーンを実施し、夏はファミリー層へ着地型のコンテンツを企画、開発する一方、冬は奈良町を中心に南都七大寺等の茶室において「奈良茶会」の開催を予定しております。また本市と観光・文化等のつながりを持つ鎌倉市、京都市、大津市などとの連携を構築して誘客施策を行い、観光入込客数の増加と宿泊誘致を図ってまいりたいと考えております。

また、奈良を訪れる観光客が、観光をより便利に快適に楽しんでもらうため、東大寺転害門の隣接地と西ノ京駅東側に観光案内所を新たに設置するとともに、奈良町の観光ルートの拠点に観光案内板を整備いたします。さらに、外国人観光客向けの24時間対応の多言語コールセンターサービスを開始し、観光客だけでなく事業者もサポートすることで満足度の向上に寄与してまいりたいと考えて

おります。

次に、ならまち町家バンクについてであります。奈良町の伝統的な町並みを保存し、観光資源として活用していくため、都市景観形成地区建造物保存整備費補助に加え、町家内部の改修に要する経費の2分の1を補助する制度を新たに創設いたします。また、奈良町景観の代表的な地域である元興寺周辺の町並みの中で、中心的な存在である大型町家を改修し、整備活用することで、町並みを構成する町家全体の保全を促進してまいりたいと考えております。

次に、梅の郷月ヶ瀬温泉につきましては、平成26年2月のオープンを目指し、地域の活性化と観光振興につながる魅力ある施設とするためのリニューアル工事を行います。また、写真家 故 入江泰吉氏の住居を文化・芸術活動の輪を広げる拠点として、有効活用するため、平成26年度のオープンを目指し、保存整備のための改修工事を行います。

次に、雇用の創出についてであります。非正規労働者が大幅に増加するなどの雇用環境の変化により、若者層が低い所得水準に置かれ、能力開発の機会にも恵まれないことが結婚や出産に踏み切れない一因でもあることから、地域の活力を生み出す雇用の創出が地域の自立的な発展に欠かせない施策であると考えております。

そこで、本市におきましては、現在「きらっ都・奈良」をはじめ、若者の創業支援に取り組んでおり、中小企業資金融資制度に新たに創業支援資金を設けるとともに、融資条件の緩和も図り、地域産業の育成や振興に努めてまいりたいと考えております。

また、コミュニティビジネスにつきましても、創業場所の提供や専門家による経営相談を実施するとともに、起業家発掘事業でありますビジネスカフェ、インターンシップ、ビジネスプランコンテストも継続しながら、起業家支援の風土醸成と中心市街地の活性化を図ってまいりたいと考えております。

次に、「環境」についてであります。

まず、クリーンセンターについてであります。現在、施設整備の方向性について検討を行っており、移転候補地周辺の皆様方との話し合いを進め、地元のご理解を得た上で環境調査、施設基本計画とPFI等導入可能性調査を実施してまいりたいと考えております。

次に、低公害車の導入を促進するため、急速充電器の設置拡大を図ってまいります。平成24年度は市役所と針テラスに、新年度は、鴻ノ池運動公園とJR奈良駅周辺に設置するとともに、宿泊施設等に対する充電設備の設置とタクシー事業者に対する低公害車の購入補助を継続してまいります。

また、照明のLED化につきましては、平成24年度においてJR奈良駅西口周辺、三条通り、また住宅地等に試験的に設置したその検証を踏まえ、新年度は、街路灯照明について消費電力の多い水銀灯からLEDへの転換を進めてまいります。

また、写真美術館の照明についてもLED化を図り、環境負荷と消費電力等の削減を図ってまいりたいと考えております。

さらに、駅前自転車駐車場の整備につきましては、駅前の放置自転車は歩行者や緊急車両の通行の妨げとなるため、新たに近鉄奈良駅周辺で234台、近鉄新

大宮駅周辺で53台の自転車駐車場となる用地を確保し、その整備及び管理運営を財団法人自転車駐車場整備センターに依頼するものであります。

続きまして、その他の主要な施策についてご説明申し上げます。

まず、消防通信指令総合システムについてであります。広域的な応援出動体制の強化と消防指令施設の整備、運用管理面のコスト削減を図るため、現在、生駒市と消防指令業務の共同運用の検討を進めており、平成28年度の本格稼働に向けて取り組んでまいります。また、西消防署新庁舎は平成25年7月に運用を開始し、西部地域の消防活動の拠点として、救急体制も含めた災害に即応できる体制の強化を図ってまいります。

次に、浸水対策につきましては、台風や集中豪雨により浸水被害が発生した危険性の高い地域を中心に年次計画的にその対策を講じているところであります。新年度は、八条地域の浸水対策工事を関係機関と協議を進めながら実施し、大安寺地域では水路系統や断面の現地調査結果をもとに浸水原因の分析を行い、その対策案を策定してまいりたいと考えております。

次に、地域医療体制の充実についてであります。市立看護専門学校を平成25年4月に開校し、看護師養成所としての教育活動を始めることで、看護師不足の解消を図ってまいりたいと考えております。

また、施設整備につきましても、市立奈良病院の新病棟は、平成25年度中に完成しフルオープンとなるとともに、休日夜間応急診療所も、平成26年4月のオープンを目指すことで、医療体制のハード・ソフト両面の充実を図ってまいります。

次に、（仮称）都跡地域ふれあい会館の整備についてであります。都跡連絡所と都跡公民館尼辻分館は昭和初期の建築物であり、その老朽化は著しく、利用に不便が生じている状況から、新たに地域ふれあい会館を新設するための実施設計、地質調査等を行うものであります。

次に、若者の親への依存の長期化、社会への関心の希薄化など、社会的自立の遅れという新たな課題が生じており、フリーターや無職、ひきこもりと呼ばれる若者を対象とした、自立と就労に向けた支援を実施するため、（仮称）子ども若者支援センターを開設しようとするものであります。

次に、古都奈良の文化財が世界遺産に登録されてから本年度で15年となり、世界遺産委員会から包括的保存管理計画の策定要請がありましたことから、平成26年度までの2カ年で「世界遺産包括的保存管理計画」を策定し、本市の世界遺産の一体的な保護に万全を期すことで、その有効活用を図ってまいりたいと考えております。

次に、新斎苑建設につきましては、移転候補地の地権者や地元周辺の皆様方との合意形成を十分に図り、候補地を確定してまいりたいと考えております。その進捗状況にあわせまして、平成25年度には基本計画を策定し、地形測量、土質調査を行い、また用地測量と環境評価は平成26年度までの債務負担行為を設定して実施してまいりたいと考えております。

次に、生活保護受給者の就労支援の充実を図るため、勤労能力を有しながら、様々な就労阻害要因のため就労意欲を失いつつある生活保護受給者に対し、就労意欲喚起のためのカウンセリング、生活能力向上のための研修や職業訓練、あわ

せて雇用先の紹介等を行い、生活保護受給者の自立促進を図ってまいりたいと考えております。

また、生活保護申請が増加している中、専門チームを設置して保護決定に必要な生活状況の調査のほか、就労収入や預貯金、不動産などの資産調査等を行い、不正受給の防止に努めてまいりたいと考えております。

次に、主要駅の駅前広場や街路等の整備についてであります。JR奈良駅東口駅前広場につきましては、都市計画道路三条線及び大宮三条本町線が交差し、歩行者等がスムーズに移動できないことから、発着するバス路線を一部駅前広場に入れ、バスやタクシー、自家用車の乗降場に上屋を設置するなど、本市の玄関口にふさわしいものとなるように整備工事を進め、早期完成を目指してまいりたいと考えております。

また、西大寺駅北口駅前広場につきましては、交通の円滑化と歩行者空間の確保を図るため、都市計画道路西大寺東線及び西大寺一条線、西大寺駅歩行者専用道の整備を図ってまいりますことから、新年度は補償調査、用地測量、道路設計及び発掘調査を実施してまいりたいと考えております。

次に、（仮称）奈良市住宅マスタープラン及び市営住宅ストック総合活用計画の策定についてであります。市営住宅については、昭和50年以前に建設されたものが多く、老朽化が進み早急な対応が必要となっております。そこで福祉政策や都市計画マスタープランとも連携しながら、住宅・住環境の形成に係る総合的な住宅施策を推進するための指針として、また、市営住宅を長期間、有効活用し、適切な更新と維持管理を図るための計画を策定しようとするものであります。

次に、水道事業につきましては、配水管の整備や更新、耐震化等を計画的に実施することで、安全で安心できる水道水の安定供給に努めてまいります。

また、都祁地区と月ヶ瀬地区の簡易水道につきましては、平成24年度までは特別会計として運営してまいりましたが、新年度からは水道局に移管して一元化し、地方公営企業法を適用した都祁水道事業会計と月ヶ瀬簡易水道事業会計を導入することにより、経営状況を明確にし、運営の効率化と改善を図ってまいりたいと考えております。

以上、主要な施策の概要について、ご説明申し上げた次第であります。

続きまして、以下、残余の案件につきましてご説明申し上げます。

まず、条例関係の主なものにつきまして、議案第33号 奈良市職員倫理条例の制定についてでございますが、市職員による不祥事が相次いで発覚しているなかで、職員の規範意識を高めるための抜本的な取組が必要であると認識しており、昨年の5月に職員の協力を得て実施いたしました、職員アンケートの回答内容を十分に精査し、見えてきました不祥事の芽を摘み、再発防止を図るため、職員倫理条例を制定しようとするものであり、職員の倫理の保持に資するため、職員が遵守すべき倫理原則等必要な事項を定めるものでございます。

次に、議案第34号 奈良市報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてでございますが、本市が設置しています行政委員会の委員の適切な報酬のあり方等について、有識者等の意見を取り入れ、今日的な視点に立った適正な基準をもって定めることを目的としまして、奈良市行政委員会委員報酬検討委員会を設置いたしました。検討委員会では、社会経済情勢の変化や市民感覚、他都市との

均衡を踏まえつつ、行政委員会委員報酬の支給基準や額の妥当性等について検討を重ねていただきました。平成25年2月7日に検討委員会より報告書の提出を受け、行政委員会委員等に支給する報酬について、教育委員会委員長及び農業委員会の会長、副会長、委員を除き月額制から日額制に改めるほか、その他の非常勤の特別職の職員に支給する報酬日額の上限を引き下げようとするものでございます。

次に、議案第37号 奈良市職員の退職手当に関する条例等の一部改正についてでございますが、国家公務員の給与改定に準じ、一般職の職員の退職手当の基本額における調整率を段階的に引き下げようとするものでございます。

次に、議案第43号 奈良市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人の基準、手続等に関する条例の制定についてでございますが、税制改正により、条例において指定する特定非営利活動法人に寄附した場合、個人住民税の税額控除が受けられることから、特定非営利活動法人の指定の基準、手続等に関し必要な事項を定めるものでございます。

また、議案第47号から、議案第66号までの20議案につきましては、いわゆる、地域主権改革一括法の施行による関係法令の改正に伴う条例の制定でございます。

なお、その他の条例につきましては、これまで申し上げました予算案に関連する制定及び改正案でありますので、個々の説明は省略させていただき、それらの詳細につきましては、別添関係議案等によりご承知いただきますようお願いいたします。

次に、議案第67号 包括外部監査契約の締結についてでございますが、監査機能の専門性、独立性の強化等を図るため導入しております包括外部監査について、平成24年度に引き続き、公認会計士である玉置寿子氏と、1,300万円を上限とする額で契約締結をいたさんとするものであります。

次に、議案第68号及び議案第69号は市道路線の廃止及び認定についてでございますが、南部第317号線等の2路線について、起終点変更による廃止を行い、東部第390号線など、新設された道路の引継ぎに伴う新たな19路線、道路改良事業に伴う3路線、起終点の変更による2路線、合わせまして24路線の認定を行うものでございます。

以上、ただいま一括上程になりました案件について、その概要をご説明申し上げた次第でございます。

ご審議のうえ、ご議決を賜りますようお願い申し上げます。

(以 上)